

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人おおいた共創基金（以下「財団」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、財団の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(財団の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧または謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないように努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 財団は、法令の規定に基づき情報の公開を行うほか、この規程及び個人情報等管理規程の定めるところに従い、主たる事務所への備え置きまたはインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

(公告)

第5条 財団は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第40条の方法によるものとする。

(書類の備置き等)

第6条 財団は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。

2 財団は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りではない。

(閲覧等の場所及び日時)

第7条 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧場所は、事務局長の指定する場所とする。

2 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、財団の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、当財団の業務時間のうち、午前10時から午後4時までとする。ただし、当財団は正当な理由があるときは、閲覧などの日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第8条 第6条第2項に基づき別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次に定めるところにより取り扱うものとする。

一 別に定める閲覧等申請書に必要事項の記入を求め、その提出を受ける。

二 閲覧等申請書が提出されたときは、別に定める閲覧受付簿に必要事項を記入し、申請された書類を閲覧に供する。

(インターネットによる情報公開)

第9条 財団は、第6条第2項による閲覧等のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(管理)

第11条 財団の情報公開に関する事務の所管部署は事務局とする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則

この規程は、令和2年12月15日から適用する。

別表

保存期間	文書の種類
永久	定款、諸規程及び前例となる文書並びに登記関係書類
	評議員議事録、理事会議事録
	計算書類等（貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、事業報告書、監査報告書、付属明細書等）
10年	会計帳簿
5年	理事及び監事並びに評議員の名簿
	理事及び監事の職歴及び賞罰を記載した書類
	運営組織及び事業活動の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類
	各種委員会に関する文書
	事業計画書、収支予算書